

HIT ひろしま観光大使イベント事務局業務委託仕様書

1 背景・目的

広島県観光連盟（以下「HIT」という。）では、令和2年度より、「広島が好き」なら誰でも登録可能な HIT ひろしま観光大使（以下「大使」という。）の制度を運用している。（大使の詳細、今までの活動などは右記 Web ページを参照すること <https://dive-hiroshima.com/special/tourism-ambassador/>）

広島県の県民、観光客を観光の当事者として、情報発信、交流、観光客へのおもてなし等をしていただく動機付けとなるよう、制度を運用してきた。

本年度、大使からの情報発信の量と質を向上させ、広島県への誘客及び周遊促進を実現させるため、大使の活動の場づくり、大使同士の交流の促進、大使活動の露出拡大を目的に本事業を実施する。

2 委託期間

契約締結日から令和9年2月28日（日）まで

3 業務内容

下記各項目における企画、実施、結果の取りまとめ、その他本業務の目的達成に必要な業務を行うこと。

イベントの実施時にはできるだけ事前にプレスリリースを行うなど、広く大使の活動を広めること。

詳細な実施内容については HIT と協議の上決定すること。

(1) 大使限定イベントの実施

大使による情報発信の質と量の向上を実現するため、一定人数の大使を集め、テーマに沿った活動を行うイベントを実施すること。

参加者数は内容に応じて適切に設定すること。

写真のとり方、SNS 投稿、推しのお土産、等をテーマにしたワークショップ、大使の数の力を感じられるボランティア活動、大使同士の交流イベントを想定しているが、これに依らない内容でも提案すること。

イベントの結果・成果をプレスリリース、HIT の運用する広島公式観光サイト

Dive!Hiroshima、大使向けメールマガジン等で発信できるよう取りまとめること。

実施場所については県内特定地域に集中しないよう留意すること。

3回以上のイベントを実施すること。また、県外でも最低1回は実施すること。

(2) HIT Award 2026 の実施

大使の優れた活動を表彰する HIT Award を実施すること。(2025 の様子はこちら。

<https://dive-hiroshima.com/feature/feature-119729/>)

受賞者は HIT が決定するが、審査会の運営、表彰式の運営等、必要なことを行うこと。

実施時期は 2027 年 1 月～2 月ごろとする。

表彰式の後、表彰式参加者の参加する交流会も行うこと。

広く大使の活動を広め、大使のモチベーションとなるよう賞、表彰の内容について留意すること。

(3) Instagram 大使公式アカウントフォロワー獲得

HIT が運用する Instagram アカウント (@hit_kankotaishi) のフォロワーを増加させる施策を実施すること。フォロワーは大使、非大使は問わず、業務開始時から 500 人以上の増加を目標に実施すること。

(4) その他

上記に限らず、本事業の目的に資する企画を提案し、HIT と協議の上実施すること。

契約後、HIT との協議の中で実施内容が変更となった場合も可能な限り対応すること。

4 目標設定

下記を含む項目について HIT と協議の上適切な目標値を設定し、達成できるよう業務を行うこと。

- ・ SNS 上での #HIT ひろしま観光大使 の投稿数
- ・ 本事業で実施する各イベントの参加者数
- ・ Instagram 大使公式アカウントフォロワー増加数
- ・ マスメディアでの HIT ひろしま観光大使の取り上げ数

5 事業実施体制について

本事業の全体管理・運営を担い、事業の円滑な進行を行うこと。

適切な管理者、業務担当者を配置し、実施スケジュールなどを共有すること。

HIT との情報共有体制を構築すること。(定例ミーティングの設定や、シェアフォルダの設定など)

受注者は本業務に係る企画、交渉、調整、諸手続き、各種手配等の一切の業務を行うものとし、事業実施に係る団体、施設等と十分に連携して実施すること。

6 実績報告

業務内容及び、結果について取りまとめた報告書を業務完了後 10 日以内に提出すること。

報告書に記載する内容の詳細については HIT と協議の上、HIT の指示に従うこと。

7 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 本業務から発生した物件、成果品の所有権、著作権及びその他の権利は全て HIT に帰属するものとする。
- (2) 成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (3) 受託者は成果品にかかる著作権人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。
- (4) 秘密保持
 - ① 本業務に関し、受託者が HIT から受領又は閲覧した資料等は、HIT の了解無く公表又は使用してはならない。
 - ② 受託者は、本業務で知り得た HIT 及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

8 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、HIT の承諾を得なければならない。

9 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性があると認められる場合は、HIT と協議すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、HIT 及び各関係機関等との連絡調整を十分に図ること。
- (3) 事業計画等に重要な変更が生じる場合には、事前に HIT と協議を行うこと。
- (4) 不測の事態が発生した場合においては、速やかに HIT に報告すること。
- (5) 承認を得た事業計画書の内容が未実施の場合や見積もり時に想定した費用が発生しなかったなど、必要経費が契約時の委託料を下回った場合、減額したうえで委託料を支払うものとする。
- (6) ひろくまを積極的に活用すること。活用の場合はひろくま公式ホームページ (<https://hirokuma.site/>) に記載の手続きを行うこと。費用が発生する場合は、委託費に含むこと。必要に応じて HIT と協議すること。
- (7) その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、関係者において協議し、決定する。